
名古屋市地域日本語教育推進の考え方

2025-2029

名古屋市

<目次>

はじめに	1
1 策定趣旨	1
2 位置づけ	1
3 対象期間	2
4 対象範囲	2
5 用語	3
第1章 地域日本語教育に係る現状と課題	4
1 前「考え方」策定時における課題	4
2 前「考え方」に基づく主な取組	5
3 外国人住民の状況	8
4 地域日本語教育の状況	13
5 本市の地域日本語教育における課題	25
第2章 基本方針	29
1 地域日本語教育が目指す地域の姿	29
2 地域日本語教育の理念	29
3 地域日本語教育が習得をめざす日本語レベル	30
4 地域日本語教育の優先的な対象となる外国人市民の想定	30
第3章 基本施策	31
1 日本語学習のための多様な場や機会づくりを進めます	31
2 地域日本語教育の担い手の確保・育成を行います	31
3 地域日本語教育に関する情報の収集・提供を行います	32
4 外国人市民への日本語学習の大切さの啓発を行います	32
5 日本人市民に対する外国人市民の日本語学習への理解を促します	32
6 効果的な施策を検討・実施するための体制づくりを進めます	32
第4章 推進にあたって	33
1 推進体制	33
2 本「考え方」の成果測定	37
資料 策定の経過	38

はじめに

1 策定趣旨

名古屋市の外国人市民は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う出入国規制等の影響で一時期減少したものの、感染症収束後は増加に転じ、新型コロナウイルス感染症拡大以前の人数を超え、増加を続けています。

今後についても、2023年に家族帯同が認められる特定技能2号の対象職種が拡大されたことで、就労者の家族の受入れの増加が見込まれているほか、2027年までには技能実習制度が廃止され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とした育成就労制度の実施が予定されており、育成就労から特定技能を経た、中長期的な日本への在留や活躍が進むことが予想されています。

名古屋市ではこれまで、2019年度にとりまとめた「名古屋市地域日本語教育推進の考え方」（2020年度～2024年度）に基づき、地域日本語教育の推進に取り組んできました。一方、先述のとおり外国人市民は今後も一層増加していくことが見込まれる状況にあります。国籍や民族などの異なる人々が互いを認め合い共にしあわせに生きていくことができる多文化共生都市の実現を進めていくうえで、日本語教育は、ますます重要になっていくと考えられます。

こうした状況を踏まえ、今後より一層の地域日本語教育を推進していくための基本的な考え方及び具体的に実施を検討する取組についてとりまとめ、「名古屋市地域日本語教育推進の考え方 2025-2029」を策定しました。（以降、「名古屋市地域日本語教育推進の考え方」（2020年度～2024年度）については「前「考え方」、 「名古屋市地域日本語教育推進の考え方 2025-2029」については「本「考え方」と呼びます。）

※ 地域日本語教育を取り巻く状況に変化があった場合や本「考え方」に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

2 位置づけ

国においては、文部科学省が「『生活者としての外国人』に対する日本語教育」を推進しているとともに、2019年に「日本語教育の推進に関する法律¹」

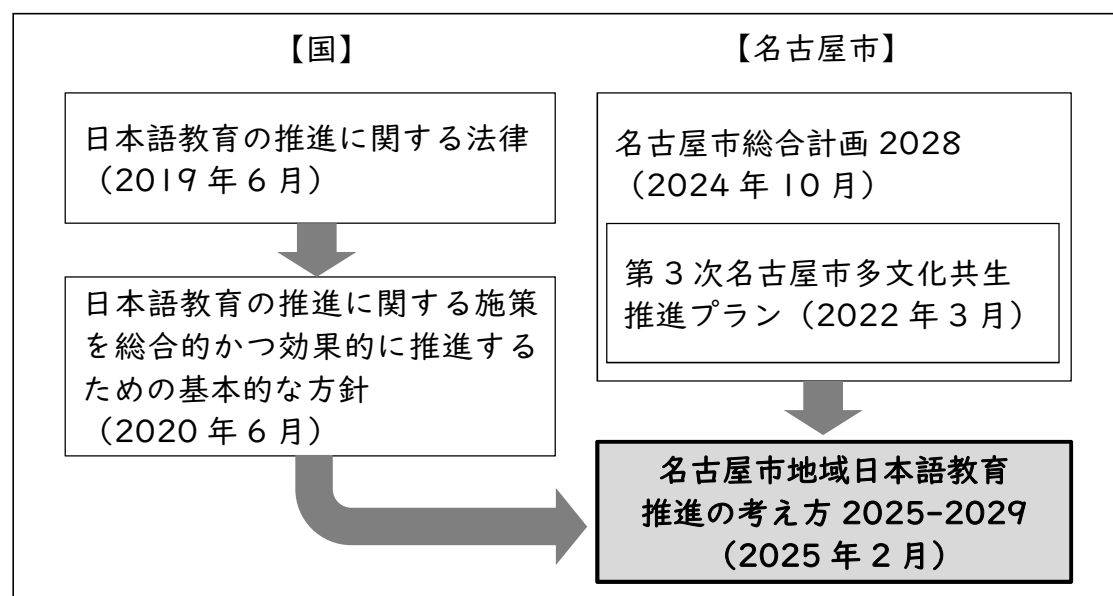
¹ 日本語教育の推進に関する法律

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/

が施行され、この法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針²」が2020年に策定されました。

本市においては、2022年3月に「第3次名古屋市多文化共生推進プラン³」が策定されるとともに、2024年10月に「名古屋市総合計画2028⁴」が策定されています。同計画では、新たな施策の一つとして「多文化共生を進めます」が位置づけられ、「日本語学習支援の推進」事業などに取り組むこととなっています。

本「考え方」は、これらの国の動きや本市の計画等を踏まえた内容としていきます。



3 対象期間

2025年度～2029年度の5年間

4 対象範囲

行政のみならず、地域の多様な関係機関・関係団体が連携して、名古屋市に居住する外国人市民に対して行う日本語教育、外国人市民が行う日本語学習、その他これらに関連することを「地域日本語教育」として、本「考え方」の対象とします。

² 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/mext_00250.html

³ 第3次名古屋市多文化共生推進プラン

<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000151173.html>

⁴ 名古屋市総合計画2028

<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000178326.html>

5 用語

本「考え方」において、特に重要な用語を以下のとおり定義します。

	用語	意味
1	外国人市民	外国籍の市民及び外国にルーツを持つ日本国籍の市民のこと 本市に在住する外国人は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚等によって生まれた子ども等、外国人の親の文化を背景に持つ人も増えています。このような外国にルーツを持つ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることにします。なお、名古屋市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記します。
2	日本語教室	専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業のこと 本市にも40以上の日本語教室が存在しますが、日本語学習の場としてのみに留まらず、日本社会等に関する知識を学んだり、外国人市民・日本人市民双方にとっての居場所となったりと、様々な場として機能しています。
3	日本語学習指導者 (指導者)	日本語学習者に直接日本語を指導する者 (指導者資格の有無は問わない)
4	日本語教師・ 日本語教員	日本語学習者に直接日本語を指導する者のうち、日本語教師養成課程等を修了した者
5	日本語学習支援者 (支援者)	日本語学習指導者とともに学習者の日本語学習を支援し、促進する者

※ 本「考え方」には記載されていませんが、実際の教室運営においては上記3～5以外にも、日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言、多様な機関との連携・協力を担う方がいます（詳細は「日本語教育人材の養成・研修の在り方について⁵⁾」を参照）。

⁵⁾ 日本語教育人材の養成・研修の在り方について

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1401908.html

第1章 地域日本語教育に係る現状と課題

1 前「考え方」策定時における課題

前「考え方」策定時における課題は以下のとおりです。

○既存の日本語教室の運営に関する課題

- ・ 安定的な会場の確保
- ・ 指導者等の人材確保・マッチング
- ・ 運営資金の確保
- ・ 教室に関する情報の外国人市民への周知
- ・ 教室運営の持続性の確保
- ・ 運営における連携・協力者の確保

○日本語指導者・日本語学習支援者に関する課題

- ・ 自己負担の軽減
- ・ スキルアップの場・機会の提供
- ・ 日本語教育に関わりたい人の活躍の場づくり

○学習者に関する課題

- ・ 日本語教室に関する情報の提供
- ・ 学習したい日本語の多様なニーズへの対応
- ・ 学習者の仕事や生活時間への対応
- ・ 日本語学習の必要性の啓発

○その他

- ・ 日本語教室のない地域への対応
- ・ 地域活動と連携した日本語教育の推進
- ・ 日本人への「やさしい日本語⁶」の普及啓発
- ・ 意欲のある企業や大学等の参加の促進

⁶ やさしい日本語

普段使われる日本語より、外国人にもわかるように配慮した簡単な日本語のこと。難しい単語や言い回しを避けたり、文章の構造を簡単にわかりやすくする等。

2 前「考え方」に基づく主な取組

前「考え方」に基づき、以下の取組を行いました。

(1) 日本語学習のための多様な場や機会づくりに関する取組

ア オンラインを活用した日本語教室の実施

新型コロナウイルス感染症拡大への対応策、仕事等で通学が難しい外国人市民への対応策及び日本語教室の空白地域の解決策として、オンラインを活用した日本語教室「まるはち」を2021年度から開始し、2022年度以降はオンライン授業に加えて、地域の生活者として社会・文化・地域への興味も引き出すための体験交流活動を加えた、ハイブリッド型の教室を実施しました。

(2021年度から4年間累計で701人が受講(2024年12月末時点))

イ 関係機関と連携した新教室の立ち上げに向けた取組

生涯学習センターや図書館などの関係機関と連携し、日本語教室の空白区域であった中川区及び守山区においてボランティア養成講座等の取組を行った結果、同区に新たに日本語教室が立ち上がりました。

ウ 地域日本語教育コーディネーターによる相談・支援

市内の日本語教室に対してヒアリングを実施し、それぞれの課題に応じて、地域日本語教育コーディネーター⁷による相談や支援を実施しました。ヒアリング時以外にも、相談があれば個別で対応を行ったほか、令和5年度からは日本語学習者・支援者サポートデスクを定期的に開設し、日本語学習者や支援者からのさまざまな相談に応じました(5年間累計で331件のヒアリング・相談を実施(2024年12月末時点))

(2) 地域日本語教育の担い手の確保・育成に関する取組

ア 日本語教育人材に対する研修

日本語学習支援者として活動している人や関心のある人等を対象に、オンライン学習の実施方法や対話型の教室づくりに関する研修、ボランティア養成講座等を実施しました。(5年間累計で624人が参加)

⁷ 地域日本語教育コーディネーター

行政や地域の関係機関との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる者。

イ 日本語教室へのインターンシップ生・学生ボランティアの派遣

市内又は近郊の6大学の学生を対象として、日本語学習のための多様な場や機会づくりを進めること及び地域日本語教育の担い手の確保・育成を行うことを目的に、インターンシップ生及び学生ボランティアを日本語教室に派遣しました。(2021年度から4年間累計で14教室に110人を派遣)

ウ ボランティア募集情報の提供

ボランティア希望者の教室参加を促すため、日本語教室検索システム「なごにほ」による情報提供のほか、地域日本語教育コーディネーターによる相談対応やマッチングを行いました。

(3) 地域日本語教育に関する情報の収集・提供及び日本語学習への理解促進等に関する取組

ア 日本語教室に関する情報の一元的管理・提供の仕組の構築

日本語教室と学習者・ボランティア希望者のマッチング等を促すため、日本語教室検索システム「なごにほ」を2021年度にオープンしました。(2023年度は41教室掲載(年度末時点)、年間23,896アクセス)

イ 日本語教育に関する広報活動

日本人市民に日本語教室をより身近に感じてもらうために、日本語教室を運営し活動している団体の紹介や、外国人市民との交流等のイベントを開催しました。(5年間累計で435人が参加)

ウ 日本人市民への「やさしい日本語」の普及・啓発

「やさしい日本語」に関するセミナーを実施し、日本人市民や外国人を雇用する企業等で勤務している方を対象に、外国人と日本語でコミュニケーションをとることの大切さや、「やさしい日本語」への理解を促進しました。(2023年度実施イベントの合計で16人が参加)

(4) 地域日本語教育の体制づくりに関する取組

ア 総合調整会議の設置

日本語教育を受けることを希望する外国人等が日本語教室等の学習機会につながる仕組みを構築するために、総合調整会議を年2～3回開催し、有識者、外国人市民、関係機関、活動実践者及び業界団体等により、各年度の事業の取組実施状況、取組計画等について協議・決定を行いました。

イ 地域日本語教育コーディネーター及び総括コーディネーターの配置

地域日本語教育コーディネーターを、2022 年度までは 3 人、2023 年度からは 4 人配置するとともに、「コーディネーター会議」を月に 2 回程度行い、各取組の進捗確認や意見交換を行いました。

また、総括コーディネーター⁸を 1 人配置し、地域日本語教育体制づくり事業の総括を行いました。

ウ 地域日本語教育コーディネーターの候補者育成支援

文化庁主催の「地域日本語教育コーディネーター研修」等の受講促進により、地域日本語教育コーディネーターの候補者育成を行いました。

⁸ 総括コーディネーター

地域日本語教育コーディネーターや本事業の関係者と情報交換しつつ、域内全域において事業の総括を行う者。

3 外国人住民の状況

(1) 統計による外国人住民の動向

「名古屋市外国人住民統計⁹」より、本市の外国人住民の動向を整理します。

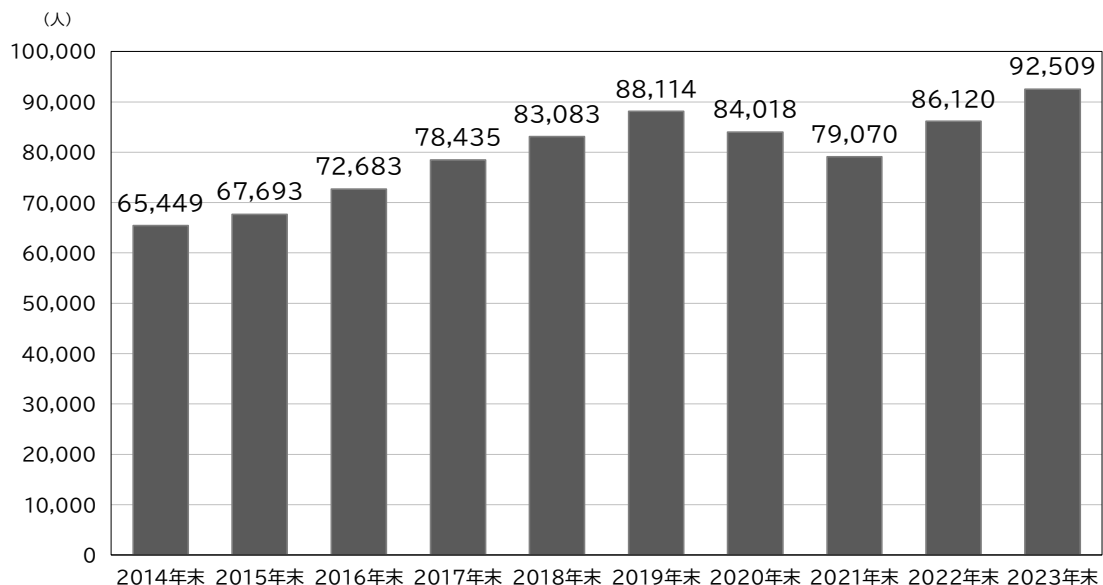
なお、過去との比較においては、最新の統計である 2023 年末と、5 年前の 2018 年末とを比較し、動向を整理しました。

※ 構成比においては、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはなりません。

ア 外国人住民数の推移

外国人住民人口は、コロナ禍において減少傾向となったものの、2022 年から回復し、2023 年はコロナ禍前の 2019 年より多くなり 92,509 人となりました。前年末に比べ 6,389 人増加（増加率 7.4%）し、市内人口に占める割合は 3.97%で、前年末に比べて 0.27 ポイント増えています。

人口減少下で人手不足が深刻化する中、国による受入れ制度の拡大とともに、企業での外国人労働者の雇用が増加していることが要因と考えられ、今後もこの傾向が続くものと予想されます。



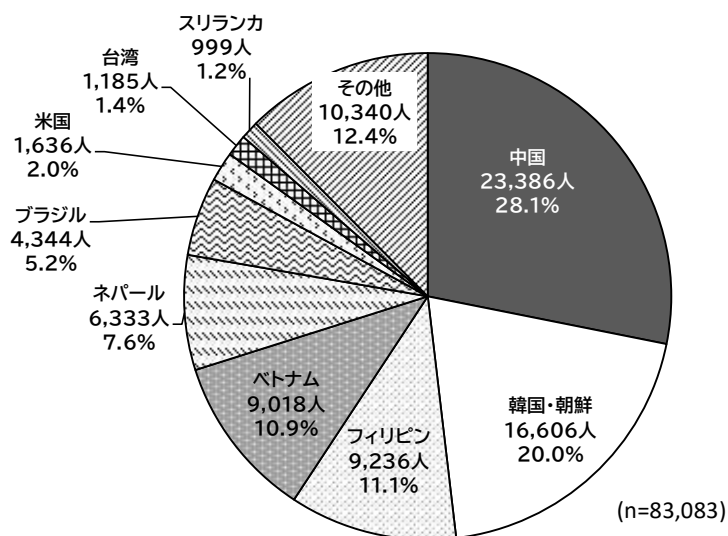
⁹ 名古屋市外国人住民統計

<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000080856.html>

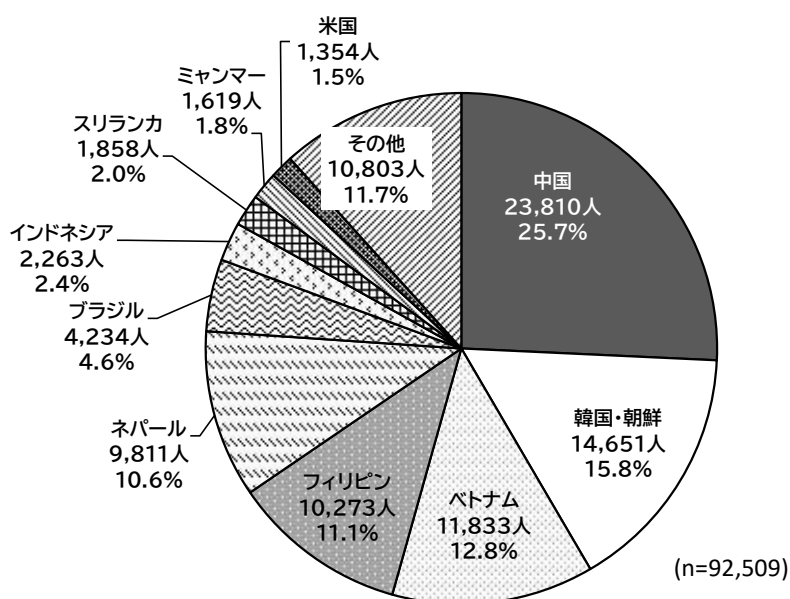
イ 国籍別の動向

国籍別では、中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、ネパールの順です。ベトナム、ネパールが特に増加しており、他にもフィリピン、インドネシア、スリランカが増加傾向にあります。国・地域の数（無国籍を除く）は、2018年の150から153に増え、出身地の多様化が進んでいます。

【2018 年末】



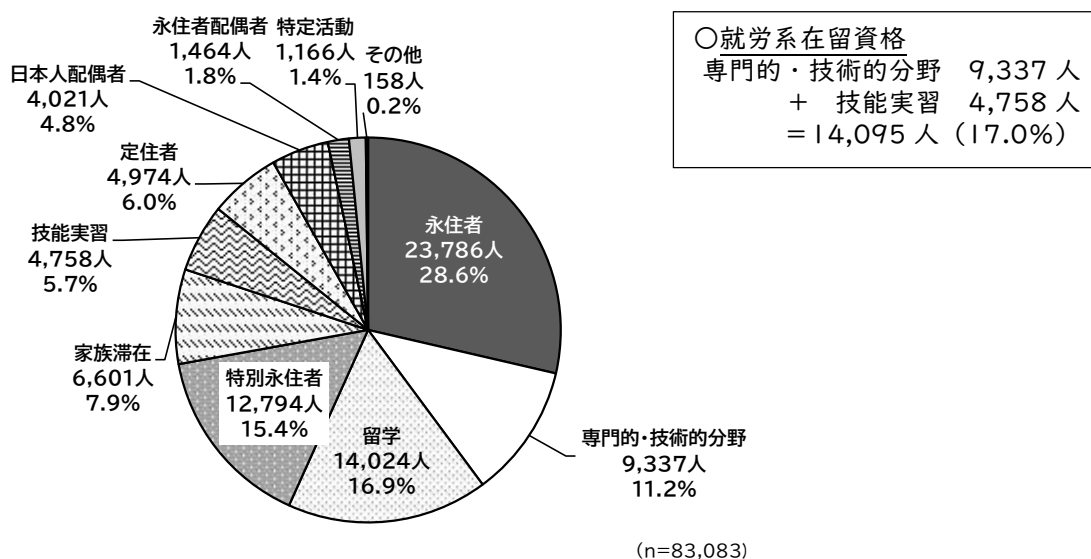
【2023 年末】



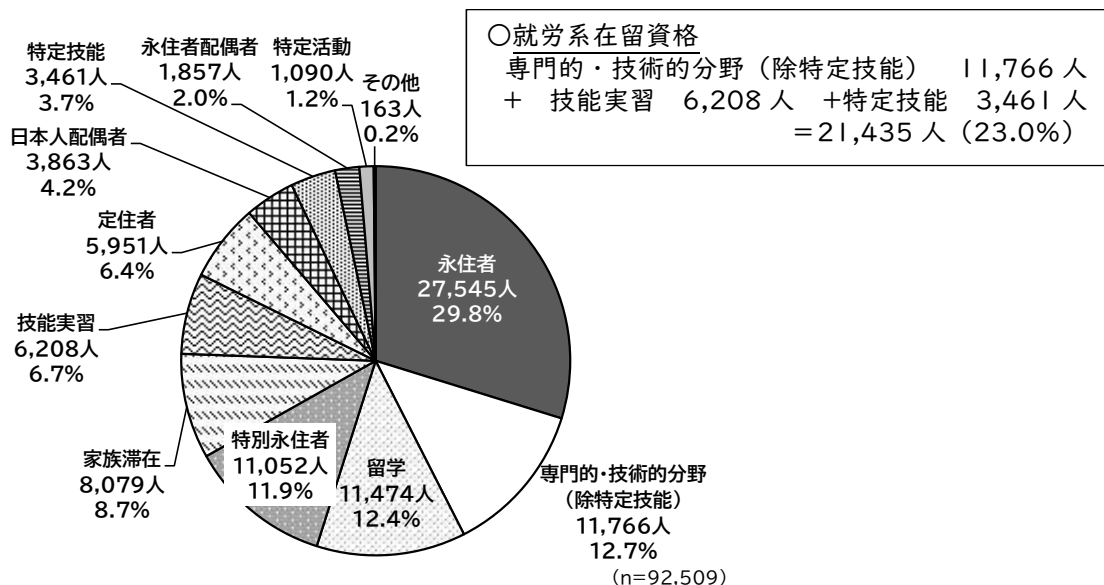
ウ 在留資格別の動向

在留資格別では、永住者が最も多く、専門的・技術的分野（除特定技能）、留学の順となっています。永住者が全体の 3 割程を占めており、2018 年末に比べて 2023 年末の割合はほぼ横ばいとなっています。専門的・技術的分野、技能実習及び特定技能といった就労系の在留資格は、合計で 17.0%から 23.2%と大きく増加しており、企業での雇用が拡大したことがうかがえます。一方で、留学については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により大きく減少した後、回復しているものの、まだ流行前の水準には戻っていません。

【2018 年末】



【2023 年末】



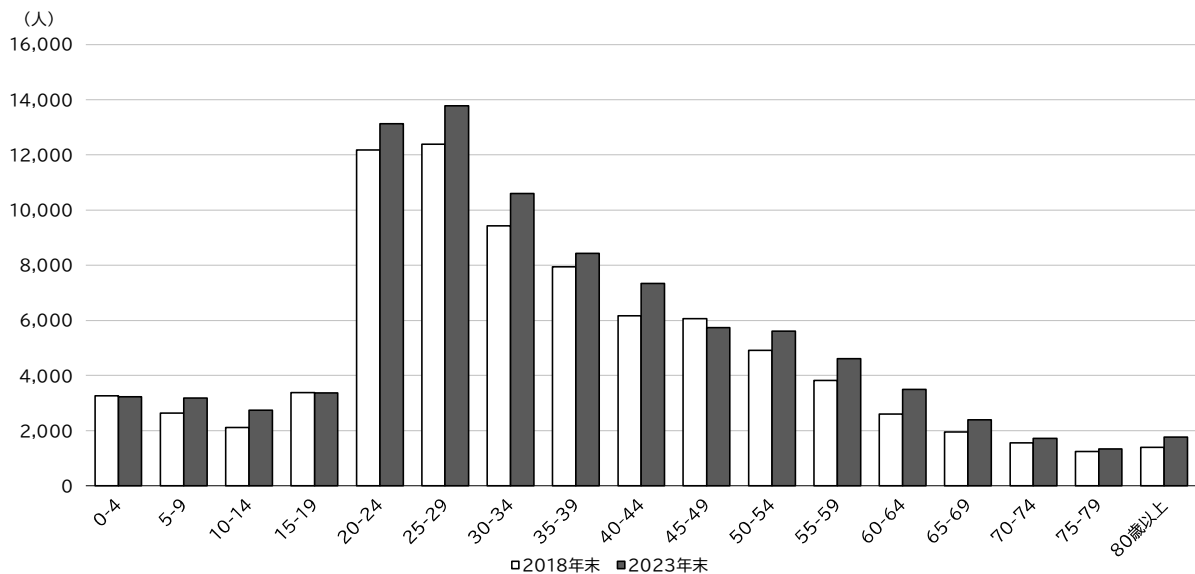
※ 専門的・技術的分野（除特定技能）に含まれる在留資格は次の通り。
教授、芸術、宗教、報道、高度専門職 1 号イ・ロ・ハ、高度専門職 2 号、経営・管理、投資・経営、法律・会計、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、技術、人文・国際、企業内転勤、興行、介護、技能

工 年齢別の推移

年齢別では、20代が最も多く、次いで30代、40代の順となっています。

2023年末と2018年末を比較すると、ほぼ全ての年齢において増加傾向となっています。その中で、「25～29歳（1,397人増）」、「40～44歳（1,173人増）」、「30～34歳（1,166人増）」の順で、大きく増えています。

また、子どもも増加傾向にあり、増加率で見ると、「10～14歳（29.9%増）」、「5～9歳（20.4%増）」において大きく伸びています。



(2) 外国人住民を取り巻く制度の変化

ア 育成就労制度の創設

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、育成就労制度¹⁰を創設することに関する法律（「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)等）が、2024年6月に公布されました（3年以内に施行予定）。これまで技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することを目指すものとされています。

また、特定技能1号への移行に際して、これまで技能実習2号良好修了者であれば免除されていた技能に係る試験及び日本語能力に係る試験が、育成就

¹⁰ 育成就労制度 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001423904.pdf>

労制度では免除されなくなる方針です。特定技能 Ⅰ号への移行を希望する企業においては、日本語教育の取組への意識が高くなるであろうことから、企業等との連携を進めていく機会になることが考えられます。

イ 特定技能制度の拡大、特定技能2号移行の開始

2019年4月に創設された特定技能制度¹¹では、2024年3月の法改正により、特定技能Ⅰ号の対象分野に自動車運送業等の4分野が新たに追加されるとともに、2024年4月以降5年間の受入れ見込数（上限数）が82万人に設定されました。制度開始時から5年間の受入れ見込数の約35万人と比べ、大きく増加した人数が設定されています。

また、特定技能2号の対象分野が、既存の特定技能Ⅰ号（介護を除く）の11分野に拡大されました。近年ではそれら特定技能2号への移行者も現れ始めており、今後特定技能2号が増えることが見込まれています。

特定技能2号においては家族を帯同できるため、これからは帯同という形で本市に住む人が増加していくことも想定されます。そのため、家族も含めた生活者としての日本語教育の検討を進めていく必要があります。

ウ 日本語教育機関の認定制度

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、日本に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に向けて、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度として、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律¹²」が、2024年4月から施行されました。

日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定するとともに、そこで日本語教育課程を担当する日本語教員は、新たな国家資格である「登録日本語教員」とすること等により、日本語教育の質の維持向上及び日本語教員の確保が図られていくこととされています。

¹¹ 特定技能制度 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>

¹² 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02665.html

4 地域日本語教育の状況

(1) 外国人住民の日本語学習の状況

外国人住民に対して実施した「日本語学習についてのアンケート調査」より、外国人住民の日本語学習の状況について整理しました。

日本語学習についてのアンケート調査の実施概要

■調査対象者

名古屋市に住民登録している 18 歳以上の外国人 3,000 人

■調査方法と調査期間

郵送調査法、2024 年 8 月 23 日～9 月 16 日に実施

■回収数

443 件（回収率 14.8%）

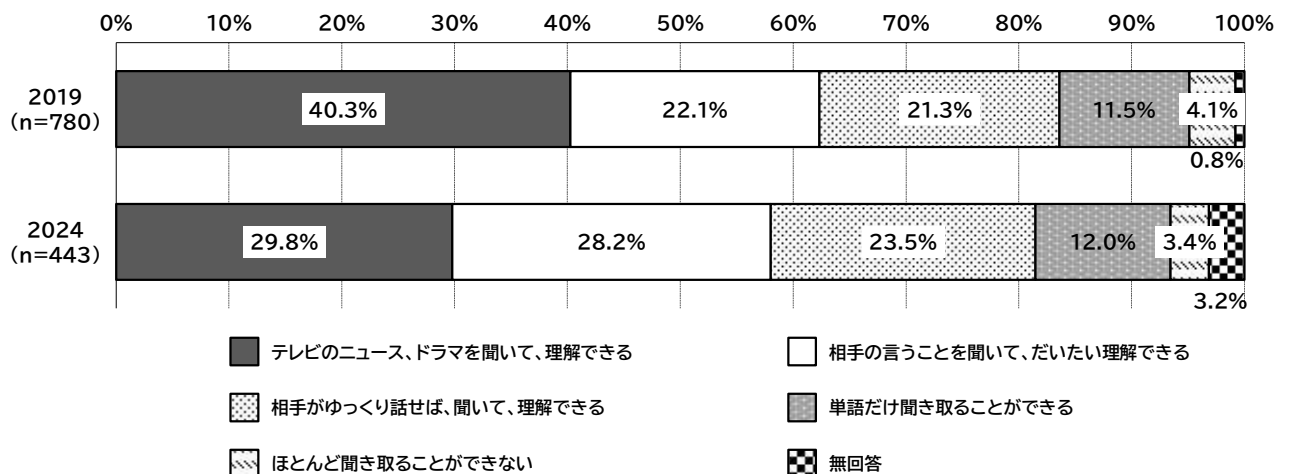
（2019 年調査：780 件（回収率 26.0%））

ア 外国人住民の日本語能力

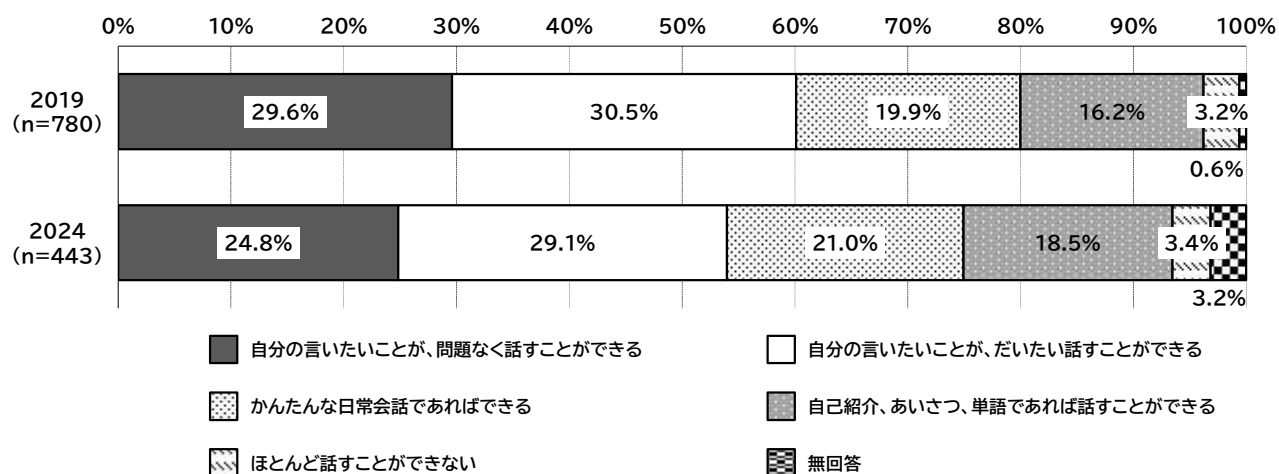
外国人住民の日本語能力について、前「考え方」で目標としていた「周囲の支援に基づいて、自分の身の周りの社会参加が日本語のできるレベル」を軸として整理しました。

4つの能力のうち、「聞くこと」では「相手がゆっくり話せば、聞いて、理解できる」以上が 81.5%、「話すこと」では「かんたんな日常会話であればできる」以上が 74.9%、「読むこと」では「広告やチラシ、駅の時刻表や案内を見て、欲しい情報がわかる」以上が 65.7%、「書くこと」では「職場の同僚、家族などに要件を伝える簡単なメモを書くことができる」以上が 65.9%となりました。いずれも 2019 年調査と比べて、ほぼ横ばいまたは微減となっています。

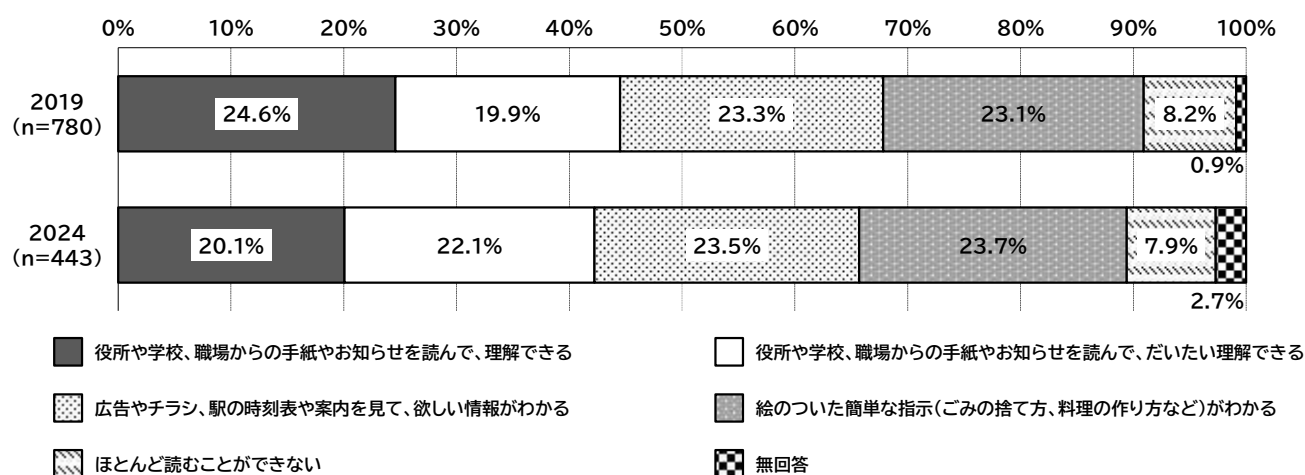
<聞くこと>



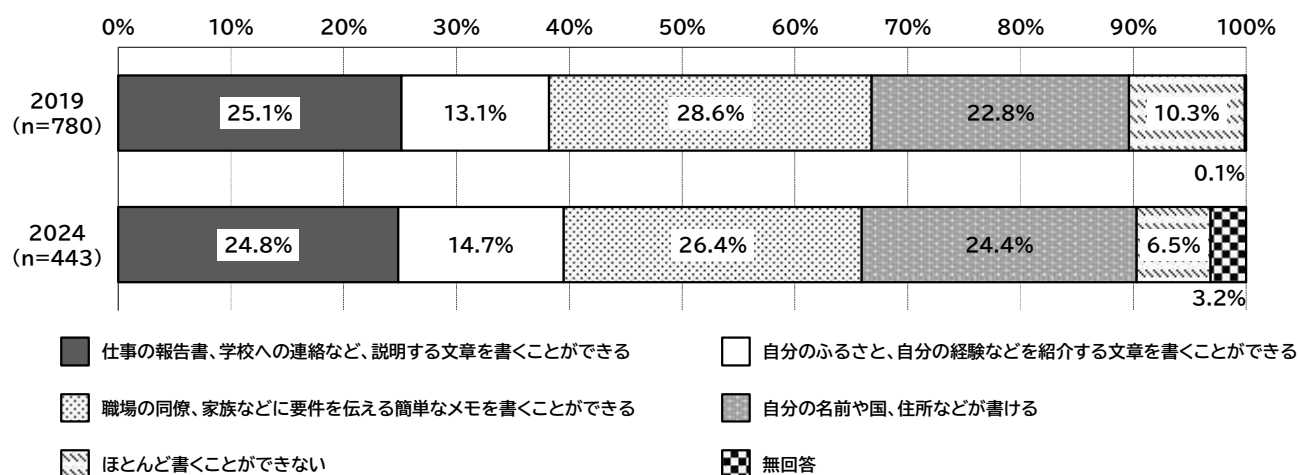
<話すこと>



<読むこと>

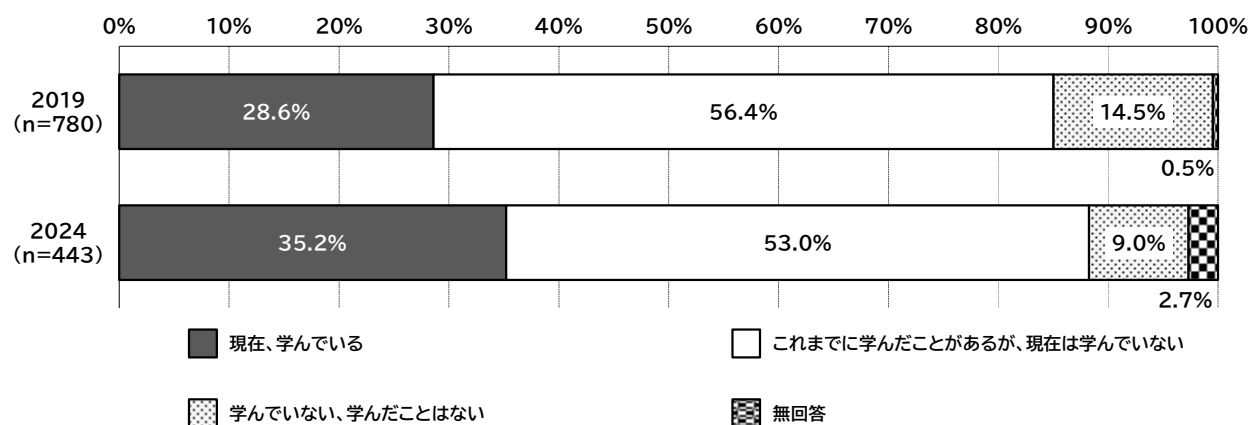


<書くこと>



イ 日本語の学習経験

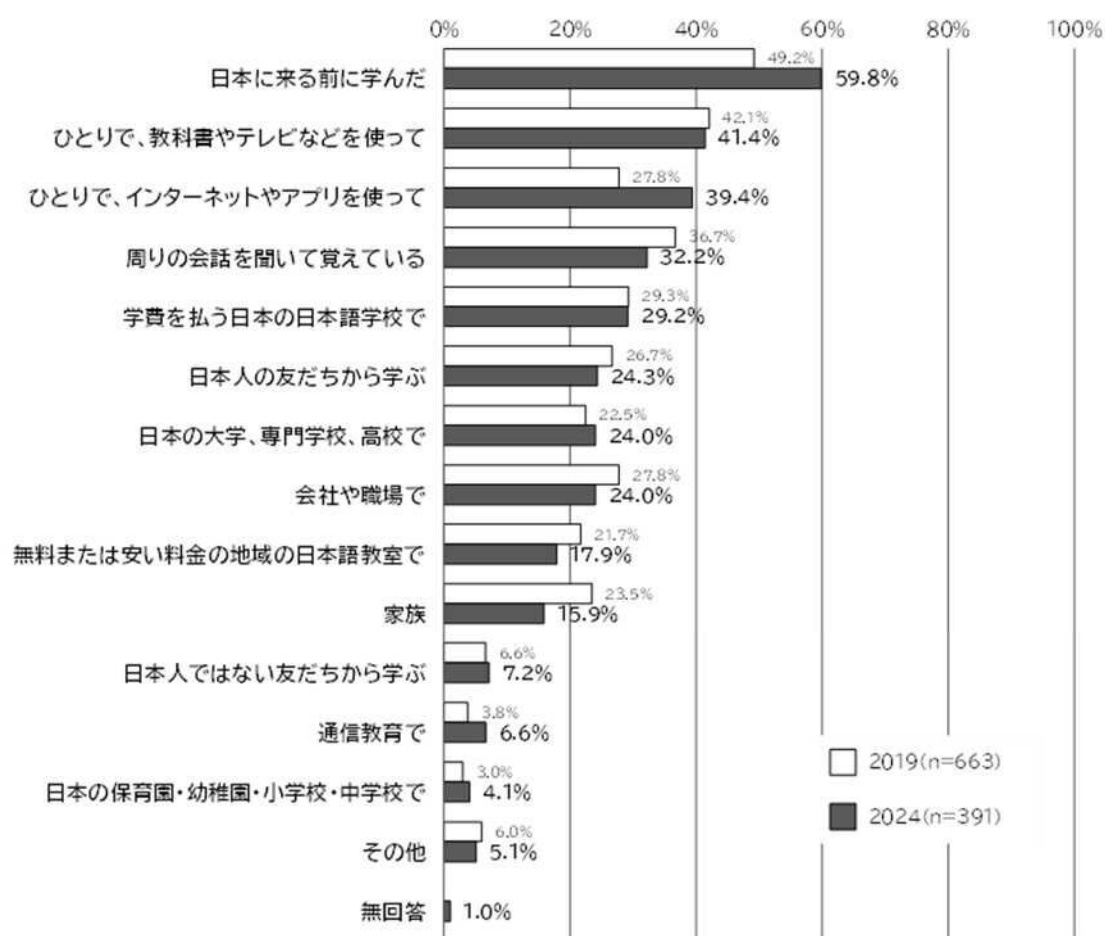
日本語の学習経験は、「現在、学んでいる」が35.2%で、2019年調査と比べて増加しています。「これまでに学んだことがあるが、現在は学んでいない」が53.0%、「学んでいない、学んだことはない」は9.0%となっています。



ウ 日本語の学習方法

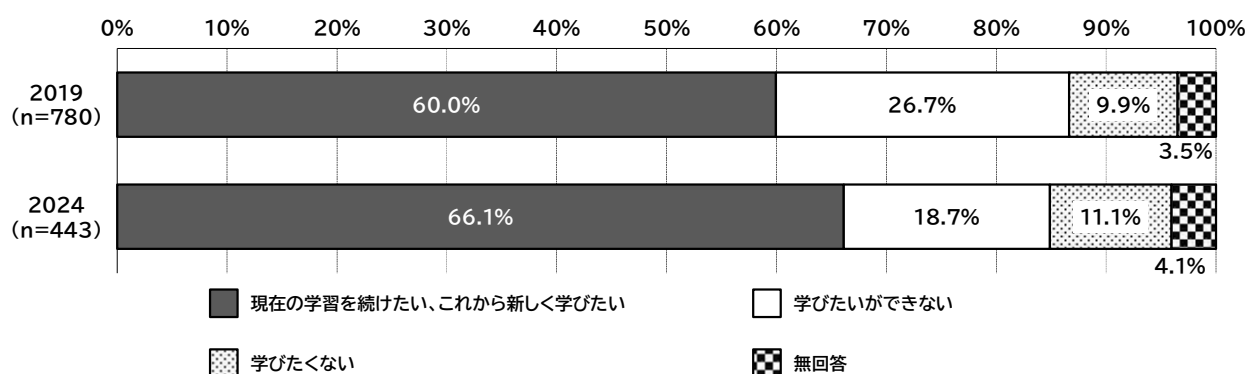
日本語の学習経験がある人におけるこれまでの日本語の学習方法としては、「日本に来る前に学んだ」の割合が最も高く 59.8%で、次いで「ひとりで、教科書やテレビなどを使って（41.4%）」、「ひとりで、インターネットやアプリを使って（39.4%）」となっています。

「無料または安い料金の地域の日本語教室で」は 17.9%で 2019 年調査と比較して減少しました。一方、「日本に来る前に学んだ」及び「ひとりで、インターネットやアプリを使って」は 2019 年調査から増加しました。



エ 日本語の学習意向

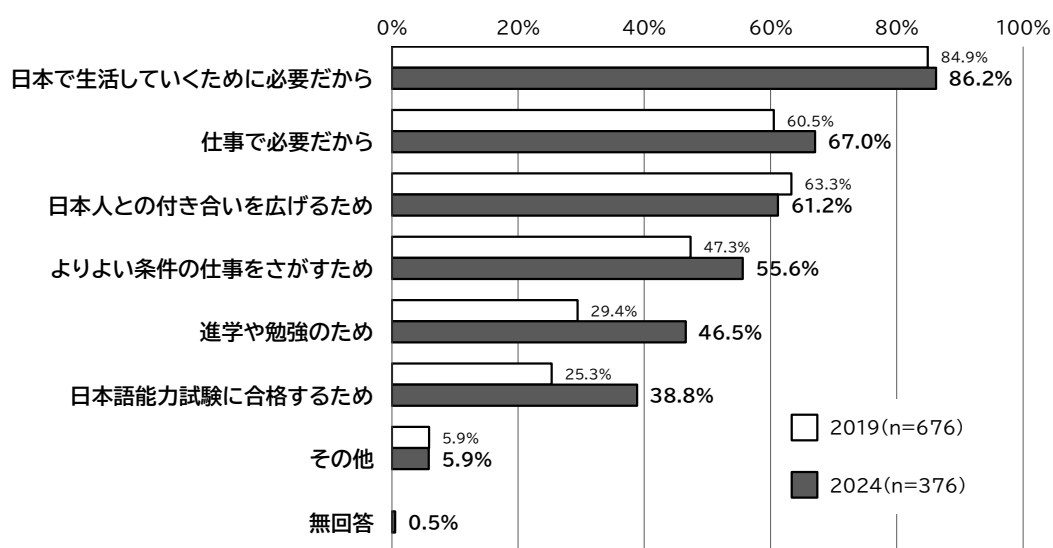
日本語の学習意向は、「現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい」が66.1%、「学びたいができない」が18.7%となっています。日本語学習をしたい人は、合わせて84.8%となっており、2019年調査の86.7%と比べて横ばいです。



オ 日本語を学習したい目的

日本語を学習したい目的は、「日本で生活していくために必要だから」が最も高く86.2%で、次いで「仕事で必要だから(67.0%)」「日本人との付き合いを広げるため(61.2%)」となっています。

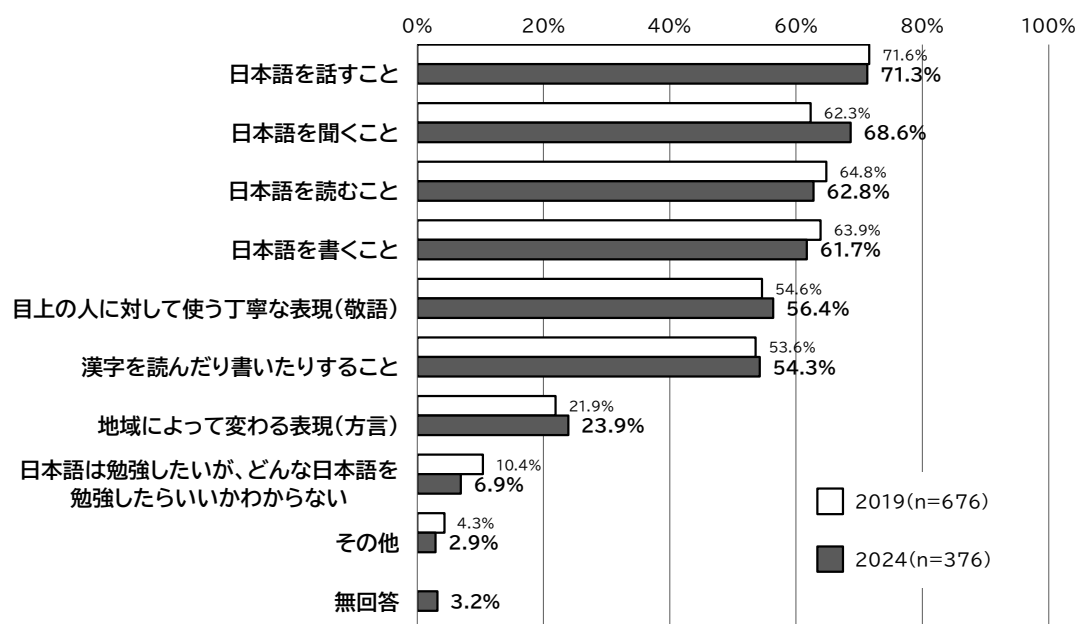
2019年調査と比べて、「仕事で必要だから」「よりよい条件の仕事をさがすため」「進学や勉強のため」「日本語能力試験に合格するため」の割合が上がり、キャリア形成への意識の高まりがうかがえます。



カ 日本語で学びたいこと

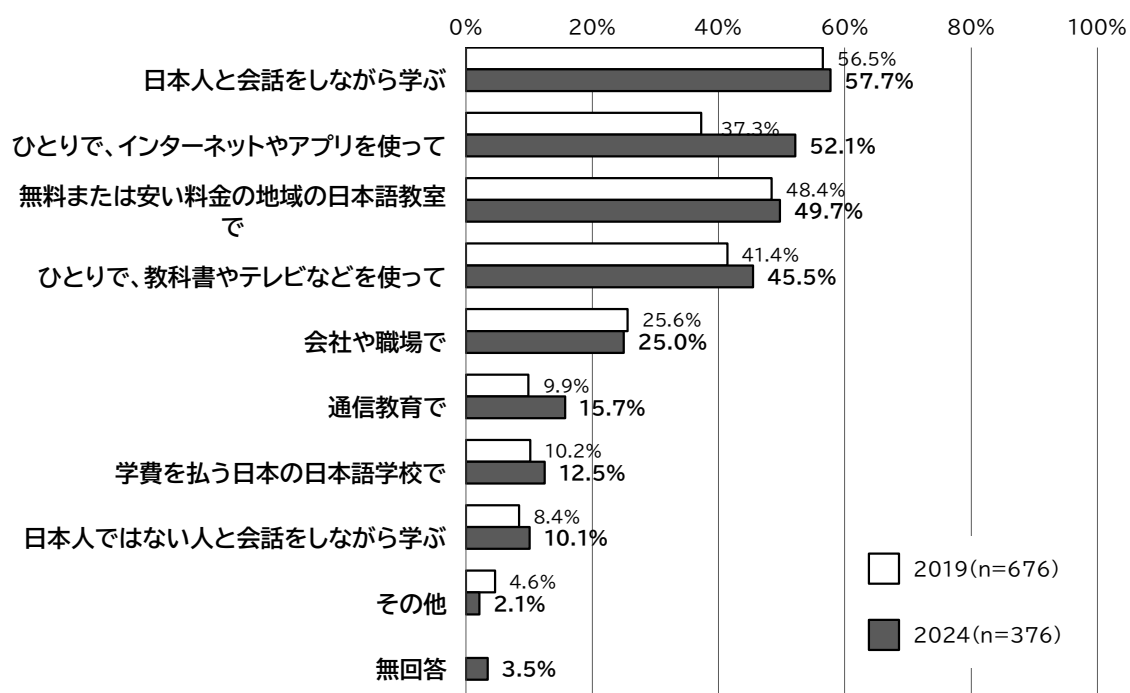
日本語で学びたいことは、「日本語を話すこと」の割合が最も高く 71.3%です。次いで、「日本語を聞くこと（68.6%）」、「日本語を読むこと（62.8%）」、「日本語を書くこと（61.7%）」となっています。

2019 年調査と比べて、「日本語を聞くこと」が増加しています。



キ これから日本語を学びたい方法

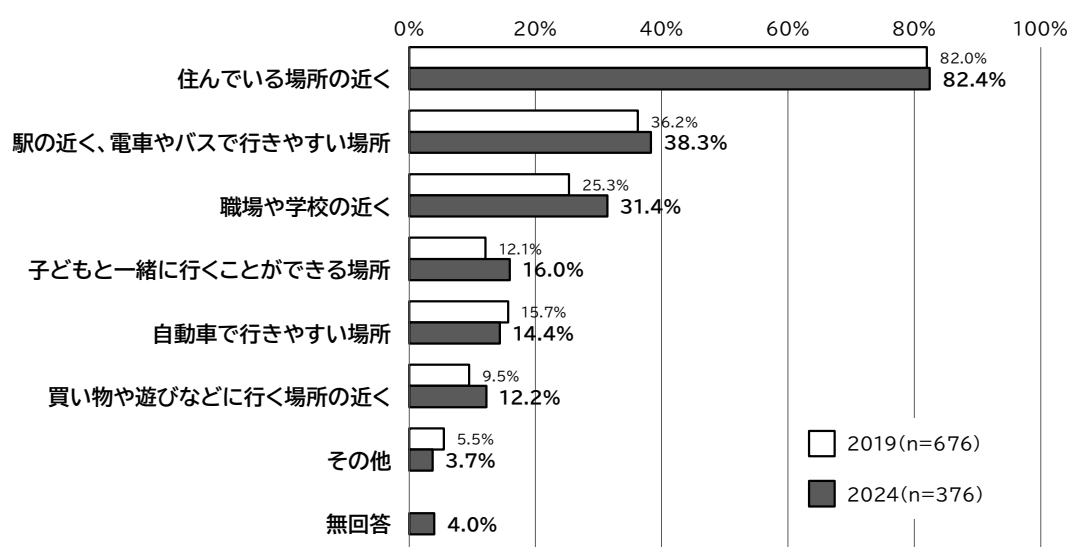
これから日本語を学びたい方法として、「日本人と会話をしながら学ぶ」の割合が最も高く 57.7%です。次いで、「ひとりで、インターネットやアプリを使って（52.1%）」、「無料または安い料金の地域の日本語教室で（49.7%）」となっています。2019 年の調査と比べて、「ひとりで、インターネットやアプリを使って」の割合が大きく増えています。



ク 日本語を学びたい場所

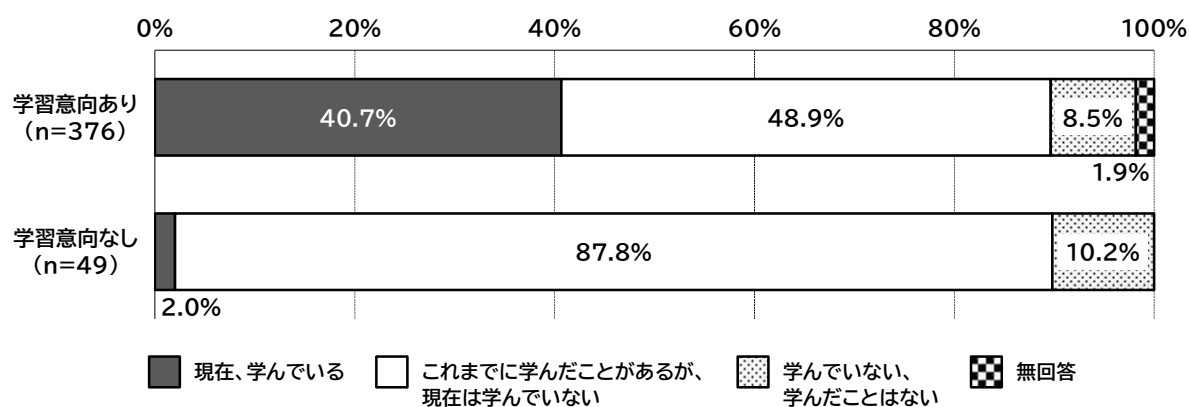
日本語を学びたい場所として、「住んでいる場所の近く」の割合が最も高く82.4%です。次いで、「駅の近く、電車やバスで行きやすい場所（38.3%）」、「職場や学校の近く（31.4%）」となっています。

2019年調査と比べて、「職場や学校の近く」が増加しています。



ケ 学習意向と学習経験

学習意向あり（エにおいて「現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい」と「学びたいができない」を合わせたもの）の人のうち、現在実際に学んでいる人は40.7%となっています。



学習意向あり:「現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい」と「学びたいができない」を合わせたもの
 学習意向なし:「学びたくない」

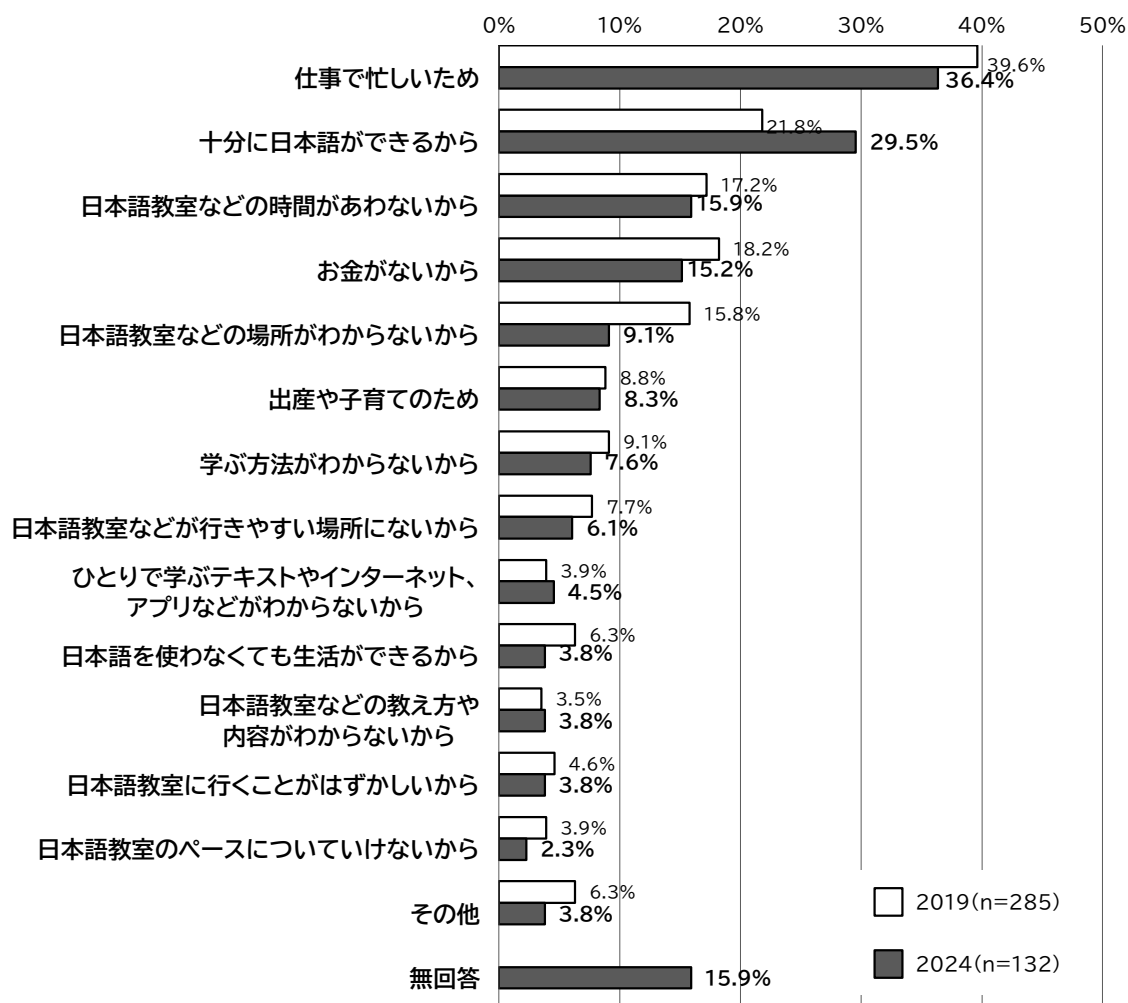
コ 学習意向別の日本語能力

日本語を「学びたくない」人の日本語能力は全体に比べて高い傾向にあります。「学びたいができない」人の日本語能力は、「現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい」人に比べてわずかに低い傾向にあります。

	合計 (人)	聞くこと(%)					
		テレビの ニュース、 ドラマを聞 いて、理解 できる	相手の言 うことを聞 いて、だいた い理解 できる	相手が ゆっくり話 せば、聞い て、理解で きる	単語だけ 聞き取るこ とができる	ほとんど聞 き取ること ができない	無回答
全体	443	29.8	28.2	23.5	12.0	3.4	3.2
現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい	156	24.2	30.4	25.6	13.3	3.1	3.4
学びたいができない	235	25.3	26.5	26.5	14.5	4.8	2.4
学びたくない	40	71.4	16.3	8.2	2.0	2.0	0.0
	合計 (人)	話すこと(%)					
		自分の言 いたいこと が、問題な く話すこと ができる	自分の言 いたいこと が、だいた い話すこと ができる	かんたんな 日常会話 であれば できる	自己紹介、 あいさつ、 単語であ れば話すこ とができる	ほとんど話 すことがで きない	無回答
全体	443	24.8	29.1	21.0	18.5	3.4	3.2
現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい	156	20.8	30.0	22.2	21.2	2.7	3.1
学びたいができない	235	18.1	28.9	22.9	21.7	4.8	3.6
学びたくない	40	63.3	24.5	6.1	2.0	4.1	0.0
	合計 (人)	読むこと(%)					
		役所や学 校、職場か らの手紙 やお知ら せを讀ん で、理解で きる	役所や学 校、職場か らの手紙 やお知ら せを讀ん で、だいた い理解で きる	広告やチ ラシ、駅の 時刻表や案 内を見て、 欲しい情報 がわかる	絵のつい た簡単な 指示(ごみ の捨て方、 料理の作り 方など)が わかる	ほとんど読 むことがで きない	無回答
全体	443	20.1	22.1	23.5	23.7	7.9	2.7
現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい	156	15.4	22.5	27.0	24.9	7.5	2.7
学びたいができない	235	15.7	19.3	22.9	28.9	10.8	2.4
学びたくない	40	59.2	26.5	6.1	2.0	6.1	0.0
	合計 (人)	書くこと(%)					
		仕事の報 告書、学校 への連絡 など、説明 する文章を 書くことが できる	自分の心 るさと、自 分の経験 などを紹 介する文章 を書くこと ができる	職場の同 僚、家族な どに要件 を伝える簡 単なメモを 書くことが できる	自分の名 前や国、住 所などが 書ける	ほとんど書 くことがで きない	無回答
全体	443	24.8	14.7	26.4	24.4	6.5	3.2
現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい	156	20.8	17.7	28.3	24.9	5.1	3.1
学びたいができない	235	19.3	12.0	25.3	26.5	13.3	3.6
学びたくない	40	63.3	4.1	16.3	12.2	4.1	0.0

サ 日本語を学びたくない理由

日本語を学びたくない理由としては、「仕事で忙しいため（36.4%）」が最も多く、次いで「十分に日本語ができるから（29.5%）」、「日本語教室などの時間があわないから（15.9%）」の順となっています。



(2) 地域日本語教育の場の状況

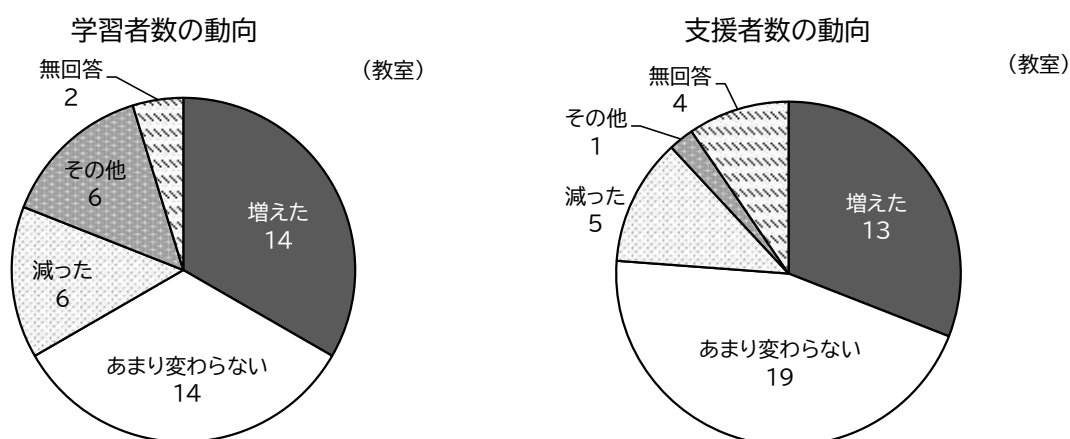
ア 日本語教室

本市の日本語教室として、日本語教室検索システム「なごにほ」に 44 教室が掲載されています（2025 年 1 月時点）。（公財）名古屋国際センター等の公的団体が運営する教室もありますが、大半はボランティア団体が運営する教室となっています。

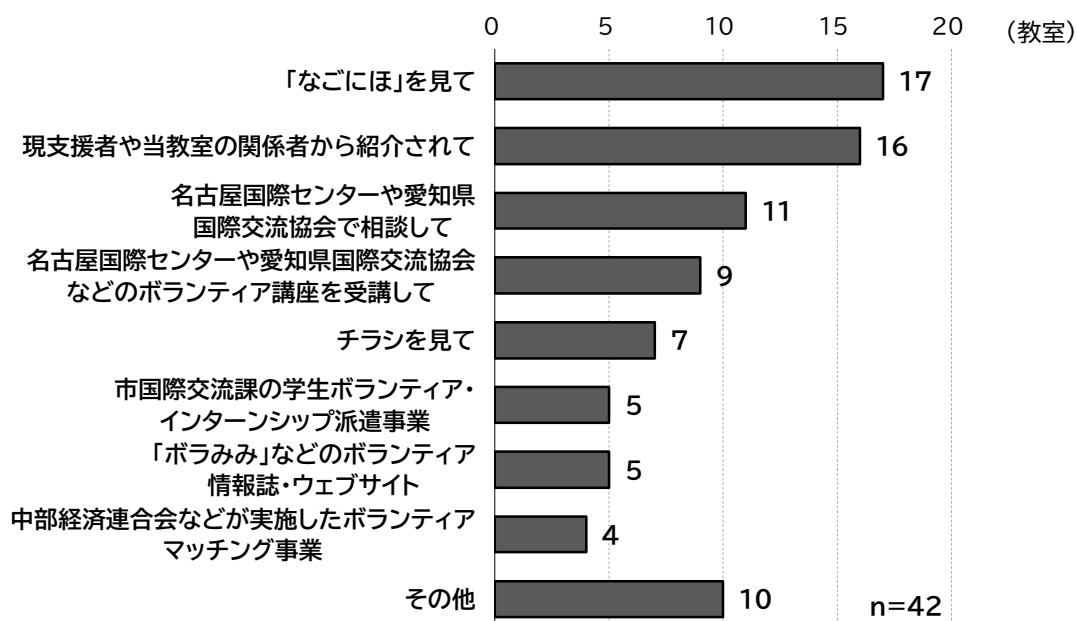
日本語教室に対して実施したアンケート（42 教室が回答）によると、日本語教室の学習者数の動向として、「増えた」が 14 教室、「あまり変わらない」

が14教室と多く、「減った」が6教室となっています。また、支援者数の動向としては、「あまり変わらない」が19教室と多く、「増えた」が13教室、「減った」が5教室となっています。

日本語教室へのヒアリング調査では、教室の運営面の課題として、活動予算や会場の確保の難しさへの意見があるとともに、日本語学習支援者不足を挙げる教室が多く、支援者の高齢化への懸念、新規の支援者の定着等も課題として挙げられています。また、学習を希望する外国人市民に日本語教室の情報が十分に届いていないことや、学習者が継続して学習することの難しさについての意見がありました。



新しい支援者が参加したきっかけ



イ 大学、日本語学校（日本語教員養成研修実施機関・団体）

2024 年度に創設された認定日本語教育機関（3（2）ウに記載）の認定制度について、2024 年 11 月に第 1 回の審査が行われ、全国で 22 校、名古屋市内でも 1 校が認定されています。

また、日本語教育の専門家の育成機関として、2024 年度に創設された登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関¹³の認定制度については、2024 年 11 月に第 1 回の申請が行われ、全国で実践研修機関が 34 校、日本語教員養成機関が 40 校登録されました。名古屋市内では 6 校が実践研修機関及び日本語教員養成機関に登録されています。

法務省による日本語教育機関の告示基準に基づき文化庁にて受理された「日本語教員養成研修実施機関・団体¹⁴」は 11 校あります。加えて、名古屋市内及び近郊の日本語教育の専門家の育成を行う大学を対象としたアンケートでは、登録日本語教員養成機関へ申請を希望している大学が 7 大学、登録実践研修機関への申請を希望している大学が 4 大学あったことから、今後、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関は増えるものと考えられます。

(3) その他関係者の状況

行政窓口を所管する部署や市営住宅の自治会など地域の関係者に対して行った日本語教育等に関するヒアリング調査によると、地域におけるごみや騒音等の課題があり、外国人市民への伝え方等に困難を感じているという意見や、公共施設や公的機関での行政手続等において日本語能力で困っている外国人市民が多く、職員向けの「やさしい日本語」の取組の充実を求める意見等がありました。

また、外国にルーツを持つ子どもについて、生活言語はできても学習言語ができず学校教育についていけない、学校に居場所がないことで学校に通えない、親が日本語を話せない場合に周囲と子どもの親とのコミュニケーションがうまくいかない、子どもが親の通訳になっている等の課題があるという意見がありました。

¹³ 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02667.html

¹⁴ 日本語教員養成研修実施機関・団体

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/92159401.html

5 本市の地域日本語教育における課題

1～4 の状況を踏まえ、地域日本語教育において今後取り組むべき課題を整理します。

(1) 既存の日本語教室の運営に関する課題

■ 安定的な会場の確保

多くの教室は、公共施設や地域の施設を一般の申込手続によって利用しています。そのため、施設によっては予約抽選の結果、決まった曜日、時間、場所での開催が難しいケースもあり、教室開催のための安定的な会場の確保につながる支援が求められます。

■ 日本語学習の指導者や支援者等の人材確保

日本語学習の指導者及び支援者等の高齢化並びに学習者増加への対応のため、新たな人材を増やしたいと考える教室は多くありますが、思うように確保できない状況にあります。

大学と連携したインターンシップ等の取組により新規の支援者等の開拓が行われているとともに、教室の情報提供や地域日本語教育コーディネーターによるマッチングが支援者の教室への参加に寄与している一方で、新規で参加するボランティアが定着しないなどの課題があります。

■ 運営資金の確保

公的な助成を活用している教室もあるものの、会場費や活動に必要な費用など、運営資金の面で課題を感じている教室が多くあります。安定的な活動の維持や活動の質向上に向けて支援が求められます。

■ 日本語教室の特色等の伝達

4(1)のとおり、日本語を「現在、学んでいる」人の割合は2019年に比べて高くなりましたが、「ひとりで、インターネットやアプリを使って」学習をしている人の割合が増える一方で、「無料または安い料金の地域の日本語教室で」学んでいる人の割合は減少傾向となっています。

多様な学び方ができるようになったとも言える一方、日本語教室で学ぶことを希望している人は学習希望者の半数近くにも及ぶことや、日本語教室での学習は、日本語能力の向上だけではなく、外国人市民の居場所や地域とのつながりにも寄与していることから、日本語教室で学べる環境を引き続き整

備することも必要です。

また、日本語の学習内容や教え方、教室の雰囲気等、日本語教室にはそれぞれの特徴があるため、各教室の特色等の情報を、日本語教室を探している外国人市民にわかりやすく伝えることが求められます。

■ 運営における連携・協力者の確保

大学・企業等の他の主体との連携や協力を希望する教室も多くあります。日本語教室と企業・大学等の他の主体とが円滑につながり、運営において連携・協力できる仕組みが求められます。

(2) 日本語教室の日本語学習指導者・日本語学習支援者に関する課題

■ 自己負担の軽減

日本語学習指導者や日本語学習支援者のほとんどはボランティアが担っています。費用弁償は交通費程度に留まっており、スキルアップのための資料購入や研修受講等の費用は自己負担しているのが現状です。このため、日本語学習指導者や日本語学習支援者の自己負担の軽減が求められます。

■ スキルアップの場・機会の提供

スキルアップのために研修の受講や教材購入等を行う指導者や支援者が多くいますが、必要な時間の確保や費用負担等に悩む指導者や支援者も多くいます。このため、多様なスキルアップの場や機会の提供が求められます。

■ 日本語教育に関わりたい人の活躍の場づくり

外国人の支援をしたい、社会貢献したい、自分の海外経験を活かしたい等の理由から、日本語教育に関わりたいと考える人は増えていますが、様々な条件から実際の活動につながらない人も多くいます。経験や意欲のある人材が日本語教育の指導者・支援者として今後活躍できるような場づくりが求められます。

(3) 学習者に関する課題

■ 日本語教室や学習方法に関する情報の提供

現在日本語教室で学習している人は、日本語教室検索システム「なごにほ」を見たり、知人から紹介してもらったりして通っています。一方で、学習の方法がわからない、日本語教室の存在を知らない等により、学習したくてもできない外国人市民もいます。学習したい人が、自分に合う学習の方法や日

本語教室をより探しやすくすることが求められます。

■ 学習内容の多様なニーズへの対応

語学としての学習、生活や文化とあわせた学習、日本人と交流しながらの会話、日本語能力試験の受験等、外国人市民が学びたい日本語には多様なものがあります。

また、日本語教室では、日常生活における会話「話す」「聞く」の力を向上させるための学習が中心となっており、外国人市民において「話す」「聞く」の能力は「読み」「書き」よりも高くなっていますが、中長期的な日本での生活においては、「読み」「書き」の能力も必要となると考えられます。

外国人市民の学習内容のニーズについて、地域日本語教育としての対応の検討が必要です。

■ 学習方法の多様なニーズへの対応

仕事や生活、子育て等の関係で、学習できる曜日や時間帯、移動できる場所は人により限定されています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンラインツールを使った学習等が急速に普及し、一般化しました。外国人市民においても、日本語を学ぶ方法としてインターネットやアプリを使った学習へのニーズも高くなっており、学習方法に対する多様なニーズへの対応が求められています。

■ キャリア形成等と結び付けた日本語学習の必要性の啓発

「日本語学習についてのアンケート調査」によると、「日本語を学びたいができない」と答えた人の多くが仕事で忙しいためと答えており、企業等と連携した日本語学習環境の整備が求められています。また、仕事におけるキャリア形成の可能性等、外国人市民の目線で日本語能力向上によるメリット等を伝え、外国人市民の学習意欲を高めていくことも求められています。

■ 新たに入国する外国人労働者とその家族（配偶者、子ども）への対応

技能実習及び特定技能の資格による在留者が増えているとともに、今後の制度変更等からも技能実習（育成就労）、特定技能Ⅰ号・Ⅱ号が増加していくことが見込まれています。新たに入国してくる外国人労働者の生活者としての日本語学習において、企業への支援等を含めた検討が求められています。

また、既に特定技能Ⅱ号への移行者が現れ始めている中で、今後、家族呼

び寄せが増えることが見込まれることから、家族（配偶者、子ども）への日本語学習支援が求められています。特に、家族滞在者の日本語能力は低いことが想定されるとともに、子どもの日本語学習については支援する場が少ないことから、対応の検討が必要です。

(4) その他

■ 日本語教室のない地域への対応

日本語教室は都心部付近で多く開講されており、教室のない区も存在します。

一方で、教室のある区であっても、教室のある場所へのアクセスが難しい地域もあります。

学習者が日本語学習の場を選ぶ際、住んでいる場所からの近さを重視しているというアンケート結果もあることから、外国人市民が多く居住し、かつ日本語教室のない地域への対応が求められます。

■ 地域活動と連携した日本語教育の推進

外国人市民が多い学区や町内会等では、円滑な地域運営のため、外国人市民への情報伝達、日常のコミュニケーション、つながりづくりが必要と考えています。このため、防災・防犯、福祉、子育て、環境美化等の地域活動と関連付けた外国人市民に対する日本語学習のきっかけづくりが求められます。

■ 日本人への「やさしい日本語」の普及啓発

日本人市民が外国人市民とコミュニケーションを取る場合には、外国人市民が日本語学習の実践や地域活動への参加がしやすくなるよう、「やさしい日本語」を用いるように促すことが求められます。

また、「やさしい日本語」の日本人市民全体への普及には時間がかかることから、外国人市民が日本語使用において困ることが多い、区役所や図書館などの公共施設、銀行・郵便局、病院等に携わる人達から効果的に進めていく必要があります。

■ 企業や大学等の参加の促進

地域貢献として、多文化共生や国際交流等に意欲的な企業や大学が増えています。日本語教育の機会の拡大のためには、より多くの企業や大学等に日本語教育の担い手として、様々な形で参加や協力をしてもらうよう働きかけることが求められます。

第2章 基本方針

今回の「日本語学習についてのアンケート調査」では、前回調査時よりも「現在学んでいる」と答えた外国人住民の割合が増えていること（28.6%→35.2%）、「学びたいができない」と答えた外国人住民の割合が減っていること（26.7%→18.7%）から、事業については一定の成果があったと考えられます。

一方で、外国人住民の日本語能力については上昇がみられず、前「考え方」の基本方針で目指すとした地域の姿には至っていない状況であることから、今後も継続して取り組む必要があります。

これらのことから、本市における地域日本語教育を、次のように推進していきます。

1 地域日本語教育が目指す地域の姿

日本社会の中で、外国人市民と日本人が、日本語で意思疎通できるようになることにより、名古屋市内の各地域において共生社会が実現する。

- ・外国人市民が地域で自立した生活を送っている。
- ・外国人市民が地域で活躍したり、社会参加している。
- ・外国人市民と日本人が相互に理解し、ともに社会の一員として生活している。
- ・外国人市民が日本語を習得するとともに、日本人も「やさしい日本語」での会話を心がけている。

2 地域日本語教育の理念

日本語教育を受けることを希望する外国人市民が、「生活に必要な日本語」の習得機会を得られるようにします。

※「生活に必要な日本語」の習得では生活するための日本社会等に関する知識もあわせて習得します。

「生活に必要な日本語」において想定される生活場面の例（参考：文化庁「生活 Can do」¹⁵）

・医療機関で治療を受ける ・薬を利用する ・健康に気を付ける ・事故に備え、対応する ・災害に備え、対応する ・住居を確保する ・住居を管理する	・物品購入、サービスを利用する ・金融機関を利用する ・電車、バス、飛行機、船等を利用する ・タクシーを利用する ・徒歩で移動する ・人と付き合う	・住民としての手続きをする ・住民としてのマナーを守る ・地域社会に参加する ・余暇を楽しむ ・郵便、宅配便を利用する ・電話等を利用する ・マスメディア等を利用する
--	--	---

¹⁵ 生活 Can do

https://www.nihongo-ews.mext.go.jp/information/framework_of_reference

3 地域日本語教育が習得をめざす日本語レベル

周囲の支援に基づいて、自分の身の周りの社会参加が日本語のできるレベル
(周囲の支援:日本人が「やさしい日本語」を使ったり、ゆっくり話す等の配慮をすること)

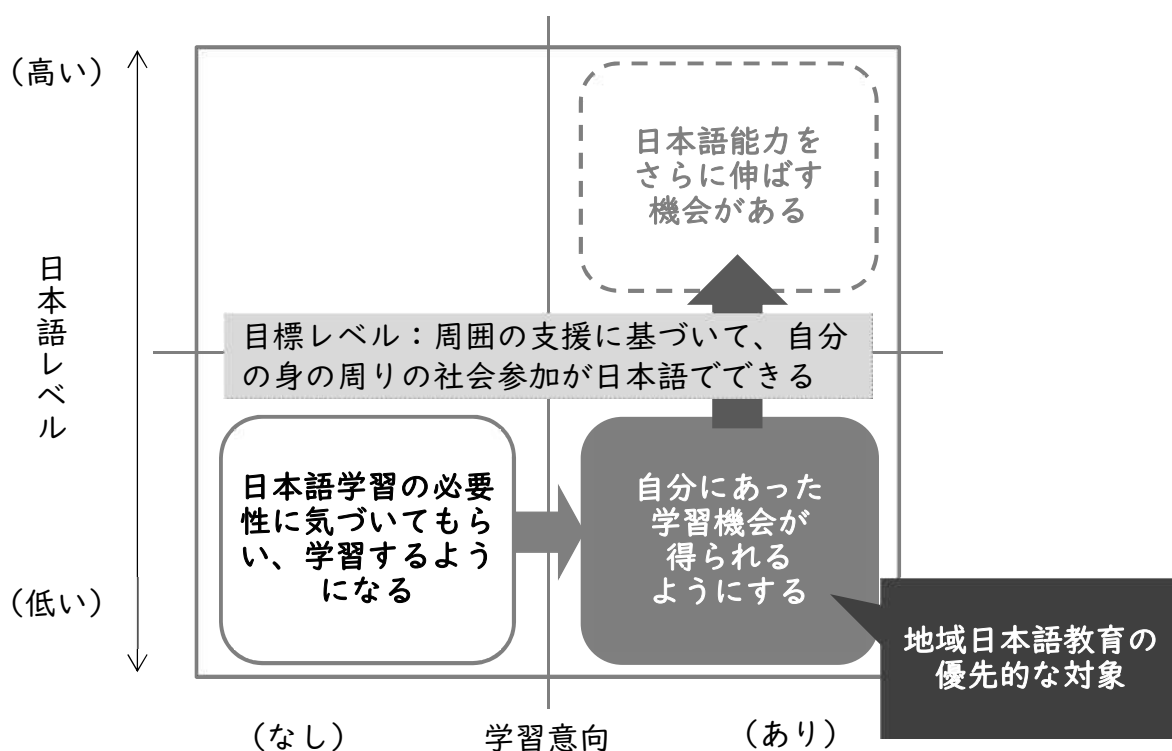
- ・簡単な日本語で話してもらえれば、質問や単純な指示がわかる。
- ・簡単な質問なら単語で答えることができる。わからないと聞き返したり、ゆっくり話すように依頼することができる。場所を聞く等の簡単な質問ができる。
- ・外国人にとってもわかりやすく書かれていれば、日常生活で接する機会の多い語や文の意味が理解できる。
- ・50 音図や辞書を調べたり、人に助けてもらいながら日常生活で必要度が高い手紙や書類等の短いメッセージが書ける。

4 地域日本語教育の優先的な対象となる外国人市民の想定

日本に中長期間滞在する外国人市民のうち、地域日本語教育が習得をめざす日本語レベルに達していない人

学習意向のある人 ⇒ 自分にあった学習機会を得られる。

学習意向のない人 ⇒ 日本語学習の必要性に気づいてもらう。



第3章 基本施策

外国人市民の増加が見込まれる中で、共生社会を実現していくために、日本語学習の重要性はますます高くなっています。

その一方、日本語学習のニーズが増加し多様化している中で、日本語教育を受けることを希望する外国人市民が日本語の学習機会を得られるようにし、その日本語能力を、「周囲の支援に基づいて自分の身の周りの社会参加が日本語でできるレベル」に伸ばすには、既存の日本語教室を中心とした仕組みのみで対応することは困難です。

そのため、様々な主体と連携しながら、学習のための多様な場や機会を設けるとともに、日本語教育を支える担い手の確保・育成を推進します。

また、学習の場や機会を多くの人に活用してもらうために、効果的な情報提供や日本語教育の啓発を進めます。

これらの具体的な方策については、有識者や活動実践者等で構成する会議により、検討を行います。

★:前「考え方」から拡充または追加した取組例

1 日本語学習のための多様な場や機会づくりを進めます

(取組例)

- 地域の日本語教育推進に賛同・協力する企業や大学等、多様な主体との連携による新たな学習の場の設置
- 既存の日本語教室の持続的な運営に対する支援
- ★オンライン学習、オンデマンド学習などの学習方法や、読み書きの学習など、学習者の様々なニーズへの対応
- ★学習者のライフステージ等に応じた学習の支援

2 地域日本語教育の担い手の確保・育成を行います

(取組例)

- 企業や大学等との連携による、新たな日本語学習支援者の発掘
- 日本語学習指導者・日本語学習支援者等の地域の日本語教育を担う人材の育成
- ★日本語学習指導者・日本語学習支援者等が継続して活動できる仕組みの構築

3 地域日本語教育に関する情報の収集・提供を行います

(取組例)

- 日本語教室の開催情報や地域の日本語教育を担う人材に関する情報の収集と状況の把握
- ★日本語学習に関する情報について、外国人市民やボランティアを希望する人等にわかりやすく伝達する日本語教室の検索システムの運営及び周知

4 外国人市民への日本語学習の大切さの啓発を行います

(取組例)

- ★子育て、防災、福祉、就労等の生活に密着した場面をきっかけとした、日本語学習の重要性の啓発
- ★外国人市民と日本人市民との交流活動の促進や、企業との連携による日本語を活用したキャリアイメージの形成などによる、外国人市民の日本語学習意欲の向上につながる機会づくり

5 日本人市民に対する外国人市民の日本語学習への理解を促します

(取組例)

- ★外国人市民の地域コミュニティ参加に向けた日本人市民への啓発(日本人市民に対する外国人市民の言語状況の啓発や、「やさしい日本語」の普及など)
- ★外国人市民が日本語によって手続等を行えるよう、行政機関等を対象とした「やさしい日本語」の普及啓発

6 効果的な施策を検討・実施するための体制づくりを進めます

(取組例)

- 本市における地域日本語教育の課題や各主体の取組状況を共有し、具体的な取組について検討するための、有識者、外国人市民、関係機関、活動実践者等による会議の設置
- 日本語教室の指導者や支援者、日本語学習を希望する外国人市民への助言、関係団体等との調整等を行う、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置
- ★庁内連携の強化及び各行政機関等との連携体制の構築

第4章 推進にあたって

1 推進体制

地域日本語教育の推進にあたっては、さまざまな機関・団体等が連携・協働しながら、取組を実施していきます。それぞれの主体の役割は以下のとおりです。

(1) 行政

【国（文部科学省、出入国在留管理庁、労働局等）】

- ・ 法に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、地方自治体が日本語教育の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の支援を行うことが求められます。
- ・ 在住外国人の日本語教育について、国をあげて共生に向けた取組を推進できるよう、公的な制度設計を行うことが求められます。
- ・ 出入国在留管理庁、労働局（公共職業安定所、外国人雇用サービスセンター等）等の各機関に対しては、日本語学習の場に関する在住外国人への情報提供における協力が求められます。

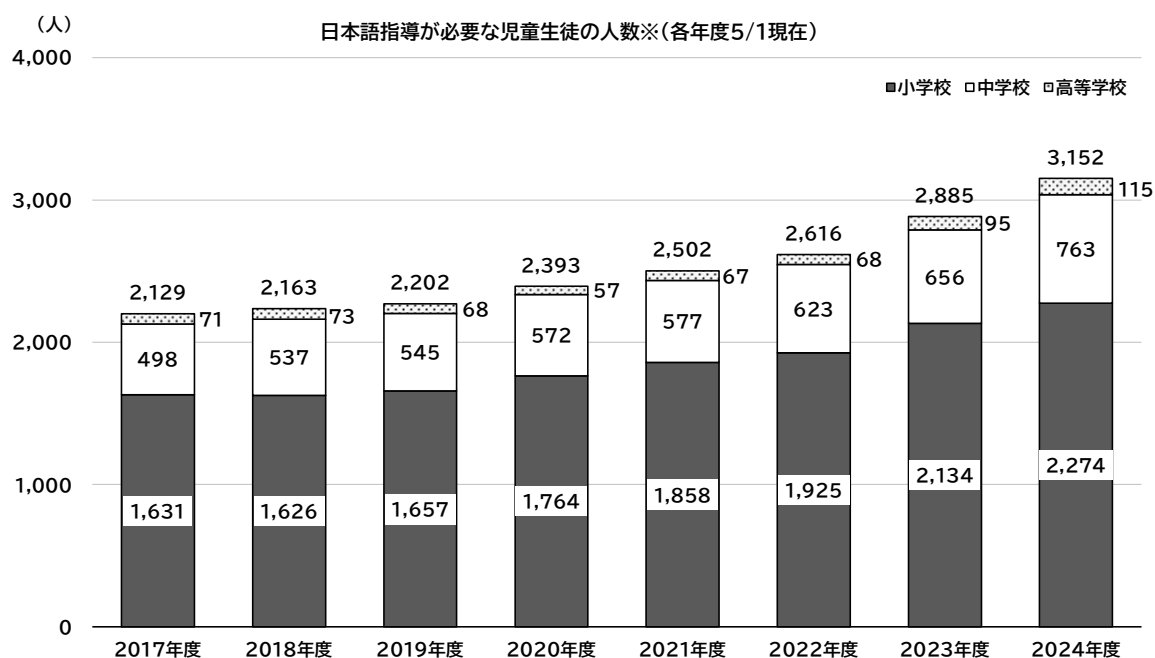
【愛知県】

- ・ 広域の地方自治体として、本市を含めた県内の市町村、国際交流協会、その他多様な主体が効果的に連携・協働できるよう、県内の日本語教育の推進体制を整え、全県をあげた取組を行うことが求められます。
- ・ 関係機関に対する地域日本語教育に関する情報提供や研修を行うことが求められます。

【名古屋市の各部局（観光文化交流局、経済局、区役所、教育委員会事務局等）】

- ・ 本市においては、観光文化交流局国際交流課が主管課となり、部局横断的に連携を図りながら地域日本語教育の推進に関する取組を実施します。また、本「考え方」に基づく様々な関係団体等が行う取組に対する支援・助言を行います。
- ・ 地域団体との連携や外国人市民への情報提供等については、区役所との連携を密に図ります。
- ・ 企業との連携等については、事業主に責務を認識してもらえるよう啓発を行うとともに、日本語教育に関する相談ができる体制づくりを進めます。
- ・ 子どもの日本語教育は、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高校での対

応が基本となります。とりわけ、学習言語においては、小学校、中学校、高校での対応が重要であるため、日本語指導が必要な児童生徒の数の増加に対応できるよう、国に対し、学校等に対する支援の拡充等を引き続き求めていきます。また、子どもの日本語教育に携わる日本語教室とも連携していきます。



※ 人数は市立学校で把握するものに限る

(2) 名古屋国際センター

- ・ 地域の国際化推進拠点として活動する中で、地域日本語教育の推進に向けて、ノウハウやネットワークを活かした多様な取組を実施します。
- ・ 名古屋市や本「考え方」に基づく様々な関係団体等と連携を図りながら地域日本語教育の推進に関する取組を実施します。

(3) 日本語教室運営団体

- ・ 日本語教室には、外国人市民が生活に必要な日本語や日本社会等に関する知識を学べる身近な場、外国人市民の居場所、外国人市民の地域との接点等の役割が考えられます。
- ・ 各運営団体の問題意識に基づいた活動は大変意義のあるものであり、その活動を基本としつつ、行政や多様な団体等の支援を受けながら、本「考え方」を参考にした取組も期待されます。

(4) 多文化共生推進、外国人支援等の活動を行う団体

- ・ 多文化共生の推進や外国人の支援等の活動を行う団体については、日頃から外国人市民や関係者とのつながりが多く、外国人市民の生活に関する情報も有していることから、日本語教育推進に関する様々な取組を行う際には、協力や連携を図ることが期待されます。

(5) 日本語学校、日本語教員養成機関

【日本語学校（日本語教育機関）】

- ・ 留学生等に対し、進学や就職等を目的とした高水準の日本語教育を行うとともに、語学としての日本語を学びたい外国人市民のニーズに対応した学習の場としての役割が期待されます。
- ・ 所属する日本語教員が日本語教室に積極的に関わることを奨励する等、日本語教育機関が有する専門知識や人材を地域日本語教育のために提供することが期待されます。

(6) 【日本語教員養成機関】

- ・ 日本語教育の専門家を育成するとともに、日本語教員養成講座の受講生が日本語教室に積極的に関わることを奨励することが期待されます。

(7) 企業・大学等

【外国人雇用企業】

- ・ 企業等は、雇用する外国人市民及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとされています（日本語教育の推進に関する法律 第6条¹⁶⁾）。外国人従業員に対する日本語教育については、様々な機関や団体の協力を受けながら、雇用企業が責任を持って行うことが期待されます。
- ・ 外国人従業員の日本語学習が継続できるよう、就労時間等の面で配慮することが期待されます。

¹⁶⁾ 日本語教育の推進に関する法律 第6条（事業主の責務）

外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

(8) 【地域貢献を希望する企業・大学等】

- ・ 行政や日本語教室運営団体等と連携しながら、学習の場所・日本語学習支援者・資金の提供等による、日本語学習の場や機会づくりに対する参加・支援が期待されます。

(9) 地域団体(町内会、自治会等)

- ・ 日本人市民と外国人市民との交流の機会づくりや、地域活動と関連付けた外国人市民の日本語学習の場づくりを進めることが期待されます。
- ・ 行政の進める、地域における日本語学習の場づくりへの協力が期待されます。

(10) その他

- ・ 外国人市民への日本語教育に関心のある人・団体が、上記の団体等の活動に参加しながら、日本語学習の場や機会づくりに貢献することが期待されます。
- ・ 地域日本語教育を受けた外国人市民が、日本語教育を受けることを希望する他の外国人市民へ情報発信を行うことや、地域の外国人市民と日本人市民との橋渡し役を担うことが期待されます。

2 本「考え方」の成果測定

本「考え方」を推進するために、観光文化交流局国際交流課が主管課として、庁内における進捗状況の確認・推進方策の検討を行います。

また、有識者、外国人市民、関係機関、活動実践者、業界団体等により地域日本語教育の方向性を協議する「地域日本語教育に係る総合調整会議」において、施策の推進に向けた意見交換や協働の取組の検討を行います。

推進期間中は次に示す指標をもとに本「考え方」の成果測定を実施し、毎年の取組に反映させていきます。推進体制にある全ての機関・団体等が連携・協働しながら取組を推進し、名古屋市全体として指標の向上を目指します。

【指標】

指標	2024 年度
外国人市民の日本語能力（聞く） 「相手がゆっくり話せば、聞いて、理解できる」以上の割合	81.5%
外国人市民の日本語能力（話す） 「かんたんな日常会話であればできる」以上の割合	74.9%
外国人市民の日本語能力（読む） 「広告やチラシ、駅の時刻表や案内を見て、欲しい情報がわかる」以上の割合	65.7%
外国人市民の日本語能力（書く） 「職場の同僚、家族などに要件を伝える簡単なメモを書くことができる」以上の割合	65.9%
学習意向があり、現在学ぶことができている外国人住民の割合※	40.7%

※学習意向で「現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい」、「学びたいができない」を回答したうち、学習状況で「現在学んでいる」を回答した割合

資料 策定の経過

「名古屋市地域日本語教育推進の考え方 2025-2029」の策定にあたり、学識経験者等の専門的知見を踏まえた意見を聴取するため、「地域日本語教育に係る総合調整会議」に諮るとともに、「地域日本語教育推進の考え方に係る作業部会」を開催しました。

【委員名簿】

「地域日本語教育に係る総合調整会議」（敬称略・50音順）

氏名	所属等
荒川 孝之	チュンタムみなみ日本語教室 ボランティア
金箱 亜希	愛知県立大学 人間発達学研究科 博士後期課程
カワサキ マリア ベルナデット	市内在住外国人住民
木下 貴雄	外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト 代表
金 南玢	認定特定非営利活動法人名古屋ろう国際センター 理事長
木本 和紀	名古屋商工会議所 企画部インフラ・国際ユニット 次長
シバラム カドカ	市内在住外国人住民
俵山 雄司	名古屋大学言語教育センター 准教授
土屋 明彦	社会福祉法人つくも 参与
土井 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事
徳森 エリカ	市内在住外国人住民
野村 一樹	一般社団法人中部経済連合会 国際部長
松村 月音	あいち地域日本語教育推進センター 総括コーディネーター
三村 琢	日本ガイシ株式会社 総務部長
村山 グスタボ 秀夫	Man to Man株式会社 PROJETO SORTE マネージャー

「地域日本語教育推進の考え方に係る作業部会」委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	所属等
岡戸 信之	一般社団法人中部経済連合会 国際部 担当課長
杉浦 浩一郎	港区役所 地域力推進課 課長補佐
土井 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事
西内 理恵	中区役所 地域力推進課 課長補佐
村松 正健	教育委員会事務局 義務教育課 指導主事

【開催経過】

「地域日本語教育に係る総合調整会議」

回	開催日	場所
第1回	2024年7月16日	名古屋国際センター
第2回	2024年11月6日	名古屋国際センター
第3回	2025年1月30日	名古屋国際センター

「地域日本語教育推進の考え方に係る作業部会」

回	開催日	場所
第1回	2024年6月7日	名古屋国際センター
第2回	2024年10月22日	名古屋国際センター
第3回	2024年12月10日	名古屋国際センター
第4回	2025年1月7日	書面開催

名古屋市地域日本語教育推進の考え方

2025 年（令和 7 年）2 月

名古屋市

【編集】名古屋市 観光文化交流局 観光交流部 国際交流課
公益財団法人 名古屋国際センター 事業課

TEL：052-972-3061

MAIL：a3061@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp